

# 夫婦共同扶養の届出パターン

※自組合の被保険者のことを「被保険者」と表記しています

令和3年8月1日から適用

## ① 夫婦とも被用者保険の場合で不認定通知なしの届出を受理した保険者の手続き

(ア) 被保険者の年間収入の方が多い（イの場合を除く）

☞被保険者の被扶養者となります。

(イ) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入が多い方の1割以内

☞被保険者の被扶養者となります。

（相手方が年間収入が高くても、届出により主として生計を維持する者の被扶養者となる）

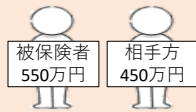
(ウ) 相手方の年間収入の方が高く、被保険者の年間収入が相手方の年間収入の0.9倍未満

☞被保険者に対して「不認定通知書」を发出します。

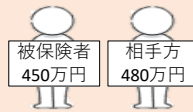
☞相手方の保険者において不認定決定に疑義があった場合は保険者間で協議します。

☞保険者間で協議が整わない場合は、自組合に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方（同額の場合は夫婦が選択した方）の被扶養者となります。

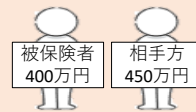
(ア) のケース



(イ) のケース



(ウ) のケース



## ② 夫婦とも被用者保険の場合で不認定通知ありの届出を受理した保険者の手続き

(ア) 被保険者の年間収入の方が高く、相手方の年間収入が被保険者の年間収入の0.9倍未満

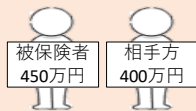
☞被保険者の被扶養者となります。

(イ) 被保険者の年間収入の方が高く、相手方の年間収入が被保険者の年間収入の0.9倍以上  
又は被保険者の年間収入の方が低い

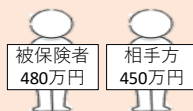
☞不認定通知に疑義があるため保険者間で協議します。

☞保険者間で協議が整わない場合は、相手方の保険者に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方（同額の場合は夫婦が選択した方）の被扶養者となります。

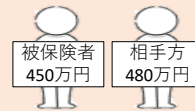
(ア) のケース



(イ) のケース①



(イ) のケース②



## ③ 相手方が国民健康保険の場合の届出を受理した保険者の手続き

(ア) 被保険者の年間収入が相手方の直近の年間所得で見込んだ年間収入よりも多い

☞被保険者の被扶養者となります。

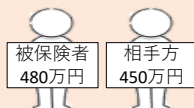
(イ) 被保険者の年間収入が相手方の直近の年間所得で見込んだ年間収入よりも少ない

☞被保険者に対して不認定通知を发出します。

☞国保において不認定決定に疑義があった場合は国保と協議します。

☞国保と協議が整わない場合は、直近の課税証明書の所得金額が多い方を主として生計を維持する者としてします。

(ア) のケース



(イ) のケース

